

外国人労働者に関する正しい理解を！

～不法就労・不法滞在防止にご協力ください～

◆不法就労外国人とは

外国人が日本に滞在するには、「**在留資格**」が必要です。

不法就労外国人とは、在留資格を持たずに日本国内に滞在して働いたり、在留資格で認められている以外の活動（資格外活動）を行い、報酬を得ている外国人のことをいいます。

◆不法就労は次のような場合です

① 不法滞在者が働く場合

（例）密入国した人や在留期限が切れた人が働く

② 出入国在留管理庁から就労許可を受けずに働く場合

（例）観光や知人訪問の短期滞在目的で入国した人が働く
留学生が許可を受けずにアルバイトをする

③ 出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働く場合

（例）調理師として働く許可を受けた外国人が、機械工場等で労働者として働く
アルバイト等の許可を受けた留学生が、決められた時間を超えて働く



◆不法就労は雇用する側にも罰則があります

不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象になりますので、外国人を雇用する際は在留カードによる**身分確認を確実に**行ってください。

外国人を雇用する際に、その人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していないなどの過失がある場合には、処罰を免れません。

◆偽造在留カードの流通に注意！

大量生産による偽造カードの低価格化とSNSを使った販売網拡大の影響で偽造在留カードは近年増加傾向にあります。

多くの不法残留者が、偽造在留カード等を利用して在留資格を偽り、不法に就労しています。

全国的に同種事案が発生していますので、外国人を雇用する事業主の方は、在留カードの特徴をよく理解して確認をお願いします。

「鍵をかける」を習慣に!!
～6月9日はロックの日～

佐賀県警察では、毎年6月9日を『県民ロックの日』として、鍵かけ促進キャンペーンを行っています。
みなさんもこの機会に鍵をかける習慣を身につけ、被害に遭わないようにしましょう。

【無施錠による被害の割合（令和6年中）】

	佐賀県	全国平均
空き巣	59.3%	39.1%
車上ねらい	93.7%	71.0%
自転車盗	86.5%	66.3%

佐賀県の被害に遭われた方の多くが「鍵をかけていない」



**わずかな時間でも
確実なロックを!!**



NO DRUGS

覚醒剤をはじめとする違法薬物は、所持・使用・譲り渡し・譲り受け等の行為が法律で禁止されています。

これは、薬物乱用に陥ると、本人の心身を台無しにするばかりではなく、薬物作用により幻覚や妄想等に襲われ、殺人、強盗、放火等の凶悪な犯罪や重大な交通事故等を引き起こすおそれがあるからです。

○薬物に関する問合せ、相談

・最寄りの警察署、交番、駐在所または警察本部警察相談室

（電話0952-26-9110または＃9110）

広報
坊所

発行
鳥栖警察署
坊所警察官駐在所

